

ドローンの規制についてのお知らせ

小型無人機等飛行禁止法により指定されている
自衛隊施設／米軍施設及び
その周辺地域（周囲おおむね1,000m）
の上空におけるドローン等の
飛行は原則として禁止されています。

これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。

- 警察官等による安全確保措置
- 最大拘禁刑1年／罰金50万円

Drone Regulation Notice

Drone flights are prohibited over and within approx. 1000-meter radius of the designated Self-Defense Forces /U.S. Forces facilities under the Act on Prohibition of Flight of sUAS(Drones).

If a person illegally flies drones,

police officers, etc. may take necessary measures for security.

The person may be punished by the Government of Japan by imprisonment of up to one year or a fine of up to 500,000 yen.

周囲おおむね1,000m
の地域の上空
(イエロー・ゾーン)

自衛隊施設／米軍施設の
敷地・区域の上空
(レッド・ゾーン)



ドローン使用禁止
NO DRONE ZONE

約1,000m



※ このほか、航空法上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります。

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省HPをご参照ください。

<https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html>



防衛省・警察庁・外務省・国土交通省

ドローンに関する情報提供
お問い合わせ

奄美大島分屯基地
電話

0 9 9 7 - 6 3 - 0 7 0 0

メール

amapub7703@inet.aci.mod.go.jp

電話で連絡後、資料等がある場合は
メールで送信してください。